

**令和 2 年度京都府北部福祉人材養成システム推進事業及び
令和 2 年度離職者等再就職訓練事業福祉即戦力人材養成科業務委託
企画提案公募に係る業務内容仕様書**

1 事業の目的

府内でも特に高齢化率が高く、福祉施設整備が進む京都府北部地域（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町の行政区域。以下「府北部地域」という。）において、福祉人材確保が喫緊の課題となっている。

このため、事業所団体や関係機関等が連携し、地域住民を福祉人材として安定的に養成・確保・育成する「京都府北部福祉人材養成システム」※を推進し、府北部地域において福祉人材を新たに確保する事業を展開することにより、住民福祉の向上を図る。

※ 「京都府北部福祉人材養成システム」の概要

府北部地域における福祉人材の養成・確保及び現任職員の資質向上等を図るために、府北部 7 市町及び府等が連携・協力して構築するシステム

- ・舞鶴市内に福祉人材養成校を開校（平成 27 年度から開校）
- ・宮津市内に「総合実習センター」の整備・開設（平成 29 年度から開設）
- ・福知山市内に「現任者研修」拠点を設置（平成 27 年度から開講）
- ・養成校の学生募集や就職支援、現任者向け研修の情報提供等に関しては、京都ジョブパークがバックアップする。

2 業務の内容

業務内容は次のとおりとする。

(1) 北部福祉人材カフェ運営事業

ア 趣旨

北部福祉人材カフェ事業（以下「カフェ事業」という。）は、府北部地域において、総合就業支援施設である京都ジョブパークを拠点とし、相談窓口を設置し、京都ジョブパークが持つ様々な資源・サービスを活用し、福祉職場未経験者等への福祉職場への就業相談、資格取得相談、就業先確保及び定着支援を軸とし、若年者・一般求職者・U I J ターン就職希望者等を対象とした人材確保事業の実施により、福祉人材の確保・定着を図ることを目的とする。

イ 北部福祉人材カフェ運営業務の対応時間

午前 9 時～午後 5 時

土曜日、日曜日、祝日、年末 12 月 29 日～年始 1 月 3 日は休み

※ただし、緊急時、開設日の時間外、土曜日、日曜日、祝日、年末年始に対応する場合がある。なお、対応時間内に支障なく本業務の運営ができるよう、開設準備、資料整理等の時間を設け業務を行うこと。

ウ カフェ運営内容

(ア) 北部福祉人材カフェの運営に関すること

京都ジョブパークにおいて、福祉職場未経験者等に対し、福祉職場への就業相談及び資格取得に関する相談を行う。

a 登録者一人ひとりにあったきめ細やかな対応が出来るよう、中丹・丹後地域の出張相談・出張セミナーを担当する適切な相談員兼マッチング支援員を配置し、就職決定まで就職支援を行うこと。

また、就職支援については以下のメニューを組み合わせて実施すること。

- (a) 一人あたり50分のキャリアカウンセリング
 - (b) グループワーク形式での就職支援
 - (c) 電話又はメールを活用したキャリアカウンセリング
 - (d) J Pカレッジ、ミニセミナー
 - (e) 就職後の早期離職を防ぐため、福祉職場体験の活用
 - (f) 内定から就職、就職後の定着フォロー
 - (g) 北京都ジョブパーク関連事業で実施する企業説明会・面接会、公共職業訓練等への誘導
 - (h) 北京都ジョブパーク内他コーナーとの連携、メニューの活用
- b 担当コーナー登録者を対象とした顧客満足度調査について、初回及び支援開始後1箇月並びに3箇月経過後に実施すること。なお、調査様式、集計方法については府と協議すること。
- c 担当コーナー登録者（令和元年度以前の登録者も含む。）についての就職内定を把握するとともに、就職内定者に対して早期離職防止を目的とした定着フォローアップを実施すること。また、就業先事業所に対しては、働きやすい職場づくりのための指導・助言を行う。
- d 関係機関と連携して個々の求職者にふさわしい福祉職場を開拓し、就業支援を行うこと。
- e 事業において、効果的な人材確保や定着等に資する事業を検討すること。
- f 上記aの(a)～(e)及び就職面接会等での北部福祉人材カフェベースの開設等、北京都ジョブパーク外での就職相談を実施すること。
- (イ) 京都ジョブパーク等関係機関との連携に関すること
京都ジョブパーク等関係機関、京都府福祉人材・研修センター、福祉職場就職フェア実行委員会等が実施する就業支援事業（医療職フェアを含む）、介護員養成研修、福知山高等技術専門校が実施する職業訓練等に対して相談員等を派遣し、各事業等と連携し、福祉職場就業相談・求職登録・入門セミナー等の業務を行うこと。
- (ウ) 北京都ジョブパーク内外関係コーナーとの連携に関すること
京都ジョブパークの就職支援の最大の特色である、求職者一人ひとりに配置する主担当（カウンセラー）が京都ジョブパークの全てのコーナー・サービス・機能の中から最適なものを提供し、最短で福祉職場への就職実現を図るため、特に以下のコーナー・機能をカウンセリングコーナー全体として基準等を定めた上で体系的に活用すること。
- a 就職支援セミナー
登録者への就職支援開始直後に、京都ジョブパーク内で開催されるミニセミナー・出張セミナー・J Pカレッジ等の中から、それぞれの登録者が抱える課題を解決するために必要なコースをカウンセラーが選択し、支援の一環として受講させること。
 - b 公共職業訓練
キャリアカウンセリング（上記（ア）の活用を含む）やハローワークコーナーでの職業紹介だけではスキル不足により就職実現が難しい者については、カウンセラーが主導的に公共職業訓練の受講を登録者へ提案し、可能な限り受講を実現させること。
 - c 府無料職業紹介事業
府の無料職業紹介権を活用し、ハローワーク等の公開求人への職業紹介だけでは、自身が保有するキャリアを活かした就職が困難な者や府北部地域へのU I Jターン者を対象として、企業開拓員が実施する個別求人開拓を活用すること。

d ハローワークコーナー

京都府ジョブパークではハローワークが京都府ジョブパークの1コーナーとして、新卒・既卒不問のハローワーク求人情報の提供、職業相談、職業紹介を行っているので活用すること。

e マザーズジョブカフェ

マザーズジョブカフェは、マザーズコーナー（ハローワーク福知山）、ひとり親自立支援コーナー、保育ルームが一体的に設置されているので、ひとり親や保育所情報提供など女性の自立支援サポート機能を活用すること。

f 自立就労支援コーナー

仕事や生活の様々な問題を抱えた方にパーソナル・サポーターが寄り添い型の支援を行っているので活用すること。

(イ) U I J ターンコーナーとの連携に関すること

府北部へのU I J ターン就職の推進

a 地元出身の大学生等をターゲットとした的確な広報を行うとともに、府北部地域・京都市内の面接会等にU I J ターンコーナーを運営し、U I J ターン登録勧奨を行うこと。

b 丹後・中丹・東京Uターンセンター、京都ジョブパークのカウンセリングコーナー、大学生コーナー等と連携して府北部へのU I J ターン登録勧奨を行うこと。

(オ) 就職セミナーの開催に関すること

求職者向けに介護・福祉職場への就職に結びつけるための入門・実践セミナーを企画し、開催すること。

(カ) 広報業務に関すること

a 北部福祉人材カフェの新規求職登録者の拡充につなげるための広報を実施すること。また、ハローワーク雇用保険説明会でのPRや大学、市町、京都府ジョブパーク内各コーナー等、関係機関と連携したPR、HPやSNS等を活用したPRなどを積極的に提案し、戦略的に広報すること。

b 福祉人材確保に有効なツールの作成

北部福祉人材カフェ及び就職支援事業を広報するリーフレットを作成し、広く事業周知を図ること。

c 出張相談、セミナー等のチラシを作成し、市町、関係機関等への周知を図ること。

d その他PRパンフレットや動画撮影に協力すること。

(キ) 来所者スペースの運営・活用に関すること

a 利用者の就職活動を支援するため、参考図書、新聞、求人情報誌の購入、購読及び配架を行うこと。

b その他利用者の利便性、快適性を高めるために必要な措置を講じること。

(ク) 来所者管理に関すること

a (ア)～(カ)の支援内容について、定められた様式で日報、月報を作成し京都府へ提出すること。

b 令和2年度に北部福祉人材カフェで支援を行った者について、年齢、経歴やカウンセリングに至る経過や希望等を踏まえた傾向分析を四半期毎に行い、府へ報告するとともに、分析結果に基づく支援方策を積極的に府へ提案すること。

c 就職支援の内容を京都ジョブパーク求職者・企業情報システムへ登録すること。

(ケ) 介護離職者等の就業支援に関すること

家族の介護等で離職された方が看取り後に福祉業界へ就職する際に、カウンセリングや経験・スキルに応じた業務の紹介等、就職を支援するための相談窓口を設置すること。

エ 運営管理・実施報告等

業務の運営に当たっては、下記の年間目標数、府が別途定める管理項目及びその他業務の進捗管理を徹底し、府に対して隨時報告を行い、評価・指導等を受け、円滑な業務の推進に努めること。

(ア) 年間目標数

- a 新規登録求職者 420人
- b 年間延べ相談者 1,300人（来所、出張、電話、メール等を含む）
- c 就職内定者数 360人（求職者訓練、ハローワークでのミニ就職フェア、その他
京都府の就業支援事業等も含む）

d c のうち、正規雇用での就職内定者数 110人

なお、大幅な変更がある場合は、別途府と協議の上、修正する。

(イ) 報告

上記については、日報・月報で府に報告を行うこと。

(ウ) 進捗状況の確認等

実績が年間目標数を下回ると推測される場合、その他、現行業務に課題がある又は起こりうると予想される場合には、その要因を分析するとともに、府と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。

オ 委託対象経費

a 委託業務に従事する者の人件費

- (a) 賃金
- (b) 通勤手当
- (c) 社会保険料等

b 委託業務に要する事業費

- (a) 講師謝金
- (b) 旅費
- (c) 消耗品費
- (d) 印刷製本費
- (e) 燃料費
- (f) 会議費
- (g) 通信運搬費
- (h) 広告費
- (i) 手数料
- (j) 保険料
- (k) 賃借料
- (l) 会場使用料
- (m) その他京都府と協議して認められた経費

※ 人件費については前金払ができるものとする。

(2) 新規福祉人材養成事業

関係団体・機関、事業所等が連携して、府北部地域で介護職員を養成する次の事業を実施する。

ア 内容

(ア) 求職者訓練 福祉即戦力人材養成科の実施

a 訓練実施基準

訓練目標	介護・福祉職員として、就職後に即戦力かつ中核を担えるよう専門性の高い知識・技能を修得する。
訓練項目	<p>a 介護職員初任者研修（130時間） ・職務の理解（6時間） ・介護における尊厳の保持・自立支援（9時間） ・介護の基本（6時間） ・介護・福祉サービスの理解と医療との連携（9時間） ・介護におけるコミュニケーション技術（6時間） ・老化の理解（6時間） ・認知症の理解（6時間） ・障害の理解（3時間） ・こころとからだのしくみと生活支援技術（75時間） ・振り返り（4時間）</p> <p>b 実務者研修認定研修（200時間） ・社会の理解II（30時間） ・介護の基本II（20時間） ・コミュニケーション技術（20時間） ・発達と老化の理解I（10時間） ・発達と老化の理解II（20時間） ・認知症の理解II（20時間） ・障害の理解II（20時間） ・こころとからだのしくみII（60時間）</p> <p>c 追加研修（170時間以上） ・施設実習等の福祉分野に係るもので補足すべき研修 ・就職活動力向上に資する研修 ・社会人力向上に資する研修</p>

※「a 介護職員初任者研修」については、事前に京都府から介護員養成研修事業（介護職員初任者研修課程）の指定を受け、訓練後、「修了証明書」を交付すること。

※入校式、修了式、オリエンテーション、就職活動日及び認定相談日は訓練時間に含まない。

b 訓練期間等

(a) 訓練期間 ※訓練日程イメージは別紙訓練実施計画表のとおり

- ・丹後地域 令和2年7月21日（火）から令和2年12月18日（金）
- ・中丹地域 令和2年9月1日（火）から令和3年1月29日（金）

(b) 訓練時間

訓練日数は1ヶ月当たり17日以上（総訓練日数90日以上）を標準とし、訓練時間は1ヶ月当たり100時間以上確保すること

(c) 主な訓練実施場所

- ・丹後地域 京丹後市大宮町河辺3355 京都府立丹後勤労者福祉会館
- ・中丹地域 福知山市昭和新町105番地 京都府立中丹勤労者福祉会館

※上記のほか、訓練実施に適した施設を使用（会場賃借料は京都府が負担）

(d) 訓練人員

- ・丹後地域 25名
- ・中丹地域 25名

(e) 訓練の中止

受講生が少人数等により効果的な訓練ができない場合は、受託事業者と協議の上、当該訓練を中止することがある。

c 受講者の募集等

(a) 受講者の募集

公共職業安定所等関係機関と連携し、募集計画を立て、受講者の募集を行うこと。
その際、応募状況を取りまとめ、募集が少ない場合等は、必要な対策を講じること。

(b) 受講受付

受講希望者の受付は公共職業安定所が行う。その際に必要な書類は、福知山高等技術専門校と協議の上、作成すること。

(c) 受講者の選定に当たり、受託事業者が選考試験を行うこととする。

なお、定員に満たない場合は全員受講とし、選考試験を実施しないことがある（受講希望者には、福知山高等技術専門校から連絡）。

d 就職支援

就職支援責任者（ジョブ・カード作成アドバイザー等）を設置し、就職支援責任者は当該訓練施設において50%以上業務を行うこととする。

就職支援期間（丹後会場：令和2年7月21日から令和3年3月18日まで、中丹会場：令和2年9月1日から令和3年4月29日まで）を通じ、福知山高等技術専門校の専門就職推進員、京都府ジョブパーク及びハローワークとも連携して、受講者の介護・福祉事業所への就職支援に努めること。なお、的確な就職支援がなされていない場合は、上記専門就職推進員により指導・助言が行われることがある。

また、報告期日は、丹後会場：令和3年3月26日（金）、中丹会場：令和3年5月7日（金）とする。

e 付随業務

- ・別途指示する時期及び期間ごとに、受講者ごとの出欠状況の確認、能力習得状況、受講態度、就職状況、事故発生時等についての報告を行うとともに、別に指示するアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめて報告すること。
- ・職業訓練受講給付受給者の受講証明に係る事務を行うこと。
- ・訓練の前後に入校式、修了式を行うとともに、入校決定通知書及び訓練の修了者に対して修了証書を伝達すること。
- ・公共職業訓練受講生へのジョブ・カードの交付は原則必須とし（特別な理由がある場合はその旨を報告書にまとめ提出すること）、訓練期間中にジョブ・カードに係るキャリアコンサルティングを受講生1人につき最低3回は行うこと。
- ・職業訓練生総合保険の任意加入に係る事務を行うこと。

イ 実施協力体制の構築

研修講師は、原則として、府北部地域から人材を招聘することとし、事前に講師研修等を実施し、事業趣旨の徹底、講師間の協力体制構築、講師バンク構築・登録・運用（令和2年度以前の出講者も含む）を行うこと。また、実習等において、地域の関係団体、事業所の協力体制を構築すること。

(3) ハローワークとの連携

ア ミニ就職フェアの開催事業

府北部地域のハローワーク等において、少数の介護・福祉事業所によるミニ就職フェアの効果的な開催方法を検討し、通年開催すること。

イ 合同就職説明会の開催事業

中規模の合同就職説明会等をハローワークと連携して開催すること。

ウ 就業相談等

ハローワークが実施する就業支援事業に対し、相談員等を派遣し、福祉職場就業相談・入門セミナー等の業務を行うこと。

(4) 魅力発信事業

ア メディア等を活用した魅力発信の実施

福祉の仕事のやりがいや、府北部地域の福祉施設の魅力等を広く・継続的に府民に発信すること。

イ 地域魅力発信ネットワークの構築

きょうと介護・福祉ジョブネットのプロジェクトチームを府北部地域で運営し、次の事項について検討するとともに事業実施に係る調整を図ること。

- (ア) 府北部地域の福祉職場の魅力を府民に対して発信する事業の推進
- (イ) 福祉施設職員のスキルアップ・ネットワーク構築等に資する事業の推進
- (ウ) 府北部地域における大学生等の実習やフィールドワーク誘致事業の促進
- (エ) 福祉職場の人材確保・定着に資する事業の推進

(5) 大学実習等誘致事業

府北部地域の介護・福祉施設・行政等と協働で、福祉系大学等が実施する専門的なフィールドワーク（以下「資格型フィールドワーク」という。）及び大学等が実施する府北部地域や施設の魅力を体験してもらうフィールドワーク（以下「地域振興型フィールドワーク」という。）を実施することにより、新卒学生の府北部地域での就職の促進を図ること。

ア 業務内容

大学実習等誘致事業として、以下の業務を実施すること。

- (ア) 府内の大学等を訪問し、資格型フィールドワーク・地域振興型フィールドワーク参加を公募
(資格型フィールドワーク・地域振興型フィールドワークの参加者は、年間200名程度を想定)
- (イ) 資格型フィールドワーク・地域振興型フィールドワークの受入先となる市町・事業所等（以下「受入施設等」という。）を公募
- (ウ) 府北部地域における受入施設等の開拓及び宮津市内の総合実習センター等との連携・活用に資する取組
- (エ) 事業実施に当たっての関係機関等の調整
- (オ) 多数の学生等を受け入れるための実習環境の整備
- (カ) 大学実習誘致事業の持続可能な実施方法の検討と報告書の作成
- (キ) その他府北部地域への大学実習等誘致促進に資する取組

イ 対象経費等

上記ア(ア)に記載する参加大学等に対して負担する経費は、参加学生等の交通費、宿泊費等

とし、京都府と協議の上、適切な金額で補助を行うこと。
なお、上記アに関する会議の開催に係る経費は委託費に含む。

(6) 仕事理解促進事業

ア 次世代担い手育成事業

きょうと介護・福祉ジョブネットが推進する福祉キャリア教育プログラム「次世代担い手育成事業」を府北部地域の小中学校に周知し、実施を支援すること。

イ 高校生対象事業

(ア) 高校教員対象進路指導セミナーの開催

府北部地域の高等学校の進路指導教員等を対象とした福祉の仕事の理解促進に資するセミナーを開催し、福祉の仕事内容や高校生対象事業の周知を図ること。

(イ) 高等学校出前講座の普及

福祉の仕事の理解促進及び進路選択に資するための出前講座を府北部地域の高等学校に周知し、開催を調整すること。

(ウ) 福祉職場見学会の普及

福祉の仕事の理解促進及び進路選択に資するための福祉職場見学会を府北部地域の高等学校、求職者等に周知し、開催を調整すること。

また、高校生向けに、福祉の仕事の理解促進のための見学会又はバスツアーを開催すること。

(エ) 高校生インターンシップの普及

福祉の仕事の理解促進及び進路選択に資するためのインターンシップを府北部地域の高等学校に周知し、普及を図ること。

なお、府立高等学校においては、キャリア教育推進事業実施要項に位置づけられている「きょうと介護・福祉ジョブネット高校生インターンシップ事業」を普及すること。

(7) 北部福祉人材養成システム事業の展開支援

「京都府北部福祉人材確保・定着戦略会議」（「専門部会」及び「事務部会」を含む。以下「戦略会議」という。）の開催業務補助を行うこと。

また、北部福祉人材養成システムを円滑に実施するため、以下の業務を行うこと。

ア 戦略会議の構成団体と連携した取組の推進

- (ア) 養成校への学生募集の補助
- (イ) 現任者研修受講者の募集の補助
- (ウ) 実習施設の活用に関する補助

イ 戦略会議での決定事項の推進

その他、戦略会議で決定した事項に対する業務の補助

(8) 報告書の作成

本事業に関わった府北部地域の住民、学校、生徒、事業所等へのアンケート等調査、検証を行い、次年度につながる効果的な実施方法等について、報告書としてまとめること。

3 委託業務の実施方法

(1) 配置人員等

ア 人員配置体制

以下を参考に、上記業務の運営が可能な人員を配置すること。

(ア) 業務を円滑に遂行するとともに、府との対応窓口として、現場責任者を配置（常駐）し、

京都府北部福祉人材養成システム推進事業及び業務の進捗管理、府及び他コーナーとの調整等を行うこと。

また、現場責任者は受託期間中、京都府ジョブパーク各コーナーの責任者を兼ねないこと。

(イ) 上記の委託業務を実施するために、必要な人員を配置すること。

a 業務の実施にあたっては、現場責任者とは別に、事業推進員、相談員兼マッチング支援員、事務補助員を配置すること。

b 上記の業務については、事業推進に係るアドバイス・調整、PTの運営等のため、必要に応じ、別途、地域の福祉業界の支援に経験を有する者を配置すること。特に、大学実習等誘致事業においては、福祉業界に係る知識等を有する者であって、大学や受入施設等との調整を行う人員及び事務補助員（ともに大学実習等誘致事業の専任でなくても可）を配置すること。

c その他、業務を円滑に行うため、他の人員を追加することを妨げない。

(2) 委託業務の実施場所

京都府ジョブパーク内

福知山市駅前町400 市民交流プラザふくちやま4階

4 個人情報の保護

本事業の運営業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例及び京都ジョブパーク諸規程等に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

5 業務推進上の留意点

事業の実施に当たっては、府との事前協議、日報・月次報告のほか、次の事項に留意しなければならない。

(1) 就業支援

ア 京都府介護・福祉人材確保総合事業等と日常的に連携・調整・協議を行うこと。また、連携に当たり、必要な会議等への出席を図ること。

イ 京都府ジョブパークの運営主体と十分な連携を図ること。

ウ 京都府福祉人材・研修センターと十分な連携を図ること。

エ 所轄の公共職業安定所と密接な連携を図り、円滑な就職支援を行うこと。

オ その他地元行政機関、関係団体及び福祉人材の養成施設等と密接な連携を図り、その協力を得て事業の円滑な実施に努めること。

カ 事業推進員、相談員兼マッチング支援員等は、業務上知り得た秘密の保持を厳守すること。

(2) その他人材確保・定着事業

ジョブネット、その他関係団体及び福祉人材の養成施設等と密接に連携し、その協力を得て事業の円滑な実施に努めるとともに、その実施状況については、京都府に報告すること。

また京都府、府社会福祉協議会、受託業者等で構成する「人材確保・定着会議」へ参画し、事業の進捗状況の報告、課題の整理及び他受託者事業との協働、情報共有を行うこと

(3) 原則、受講者、参加者及び事業所から事業の参加費は徴収しないが、教材費など受講者から実費分を徴収する場合は、その額及び内容は京都府と協議して定めること。

(4) 委託経費により調達する資機材については、原則としてリースあるいはレンタルとすること。

(5) 事業の実施に当たっては、必要に応じ、車椅子の方が来場できる会場の選定や手話通訳者の配置など、障害のある方にも配慮すること。

(6) 京都府の求めにより、業務の遂行について随時報告をすること。また、現場責任者は、定期的に、京都府に進捗状況を報告するための会議を開催すること。

- (7) 各事業において、参加者等を対象にしたアンケートを実施し、事業効果の検証、改善に努めること。
- (8) 本業務が完了したときは、京都府の定める方法により、次の事項を記載した業務完了報告書を提出すること。
 - ア 本業務の実施結果
 - イ 本業務に要した経費内訳

6 その他

- (1) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。また、京都ジョブパークが定める諸規程、理念及び行動指針を遵守すること。
- (2) 企画提案内容のうち、未実施の事業については、委託料を減額することがある。
- (3) 年間目標数又は企画提案内容のうち、評価に関する部分で不履行が発生し、京都府の指導にもかかわらず受託者の積極的な改善が図られなかつたと京都府が判断した場合には、委託料の10分の1を上限として、委託料を減額することがある。
- (4) 国及び京都府の事業展開により、新たな業務が加わることがある。
- (5) 本事業の成果及び著作権は、京都府に帰属するものとする。
- (6) 3(2)の委託業務実施場所及び2(2)の訓練実施場所に係る賃借料、共益費及び使用料は京都府が負担する。
- (7) 本事業について、事業の終了後も含めて、今後、京都府監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。
- (8) 業務完了報告書の記載内容が確認できる書類として、会計関係帳簿類、労働関係帳簿類及び通帳等を事業終了後5年間保存しておくこと。
- (9) その他契約書及び業務内容仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府と協議して決定するものとする。